

(案)
医療機器調達支援業務 委託契約書

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 福里 吉充（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの医療機器調達支援業務（以下「業務」という。）に関して次のとおり契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、医療機器調達支援業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。

(委託内容)

第2条 乙は、甲から依頼のある入札全般に関する下記項目の支援のほか、入札残予算での器機購入に関する支援を行うものとする。

- (1)医療機器等入札仕様書（案）作成支援
- (2)見積徴収、価格交渉支援
- (3)委託者との協議・調整
- (4)各メーカー・販売代理店等との協議・調整、議事録作成
- (5)納期調整
- (6)その他、医療機器調達等に関すること

3 乙は、本契約書のほか、別冊の仕様書に含まれる内容についても対応するものとする

4 乙は、甲からの質問・要望等に対して、遅滞なく誠実に対応するものとする。

5 乙は、甲の運営及び業務等に支障がでないように十分に配慮するものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、契約締結日 から 令和7年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 この業務に対する委託料は金〇〇〇〇円とする。（うち取引に係る消費税及び地方消費税額は〇〇〇〇円とする。）

(委託料の支払い)

第5条 甲は検査完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

2 甲は、納入期限までに支払い終了しないときは、期限の翌日から起算して遅滞日数に応じ当該遅滞業務の代金に対し、沖縄県財務規則第 109 条で定める遅延利息率で計算した金額の利息を合わせ支払うものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

(入札保証金)

第6条 入札保証金は、契約金額の100分の5以上とする。(ただし、沖縄県病院事業局財務規程第132条第2項のいずれかに該当する場合は免除)

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。(ただし、沖縄県病院事業局財務規程第133条第2項のいずれかに該当する場合は免除)

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

(契約内容の変更等)

第8条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部もしくは一部を中止することができる。この場合において、委託料の額または委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(総括責任者)

第9条 乙は、委託業務の処理について、総括責任者を定め、甲に通知するものとする。総括責任者を変更した場合も、同様とする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が継ぎの各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき理由により、委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(3) 第2項に規定する理由によらないで契約解除の申し出をしたとき。

2 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められたときは、この契約を解除することができる。

(暴力団排除条項)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(秘密の保持)

第12条 乙は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第13条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を守るものとし、疑義を生じたときは甲、乙協議するものとする

第14条 上記以外の事項については、業者協議の上、取り決めるものとする。

この契約の成立を証して本書2通を作成し、双方記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙